様式第15号(第18条関係)

(5.5㎝×9㎝)　　　　　　　　　　　　　 表

|  |
| --- |
| 契印  　第　　　号  身分証明書  職名  氏名  生年月日  　上記の者は、宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定による職員であることを証明する。  年　　月　　日発行  宇美町長　　　　　　　　印 |

裏

|  |
| --- |
| 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜すい)  　 (立入検査及び改善命令)  第19条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  2　町長は、廃棄物の減量及び適正処理を確保するため、必要と認めるときは、町民及び事業者に対し、指導、助言及び改善その他必要な措置を命ずることできる。  3　第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  4　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |

契印

写真